

別記様式第2号（第12条関係）

| | |
|------|------------|
| 受付番号 | 令和6年 第 5 号 |
| 受付日 | 令和6年 7月22日 |
| 質問者 | 森 川 慎 議員 |

文書質問答弁書

回 答 日：令和6年8月14日
担 当 部 局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく森川慎議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問1

行政内部でハラスメント事案が発生した場合、どのような条例、規則等が根拠とされ、対処が行われるのか。その内容も含め、具体的な説明を求める。

■答弁

本市ではハラスメント事案が発生した場合には、四日市市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（以下、「要綱」という）に基づき、対応を行っています。この要綱では、職員が快適に働くための職場環境の確保及び職員の能率の発揮を目的として、ハラスメント防止と排除のために必要な事項のほか、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めています。

実際にハラスメントと疑われる事案が発生した場合の対応といたしましては、相談者や当該状況を見て不快に感じる者、相談者から相談を受けた者及びそれらの者から相談を受けた所属長（以下、「相談者等」という）が、人事課への相談のほか、職員が気軽に相談しやすいように、外部の相談窓口や、臨床心理士によるこころの健康相談室を設けており、各相談窓口から相談者等に対する助言により解決を図っています。

また、相談者等は、ハラスメント相談等処理委員会（以下、「委員会」という）への申し立てを行うことができます。申し立てを受けた場合、この委員会は、当事者等から事実関係を聞き取るなどの調査を行うとともに、その対応措置を審議します。その結果、ハラスメントに該当することが確認された場合につきましては、委員会から懲戒処分等を含む再発防止に向けた措置を講じるよう、加害者側の所属長に対し意見を具申することとなっております。

■質問2

行政内でのハラスメントを防止するための仕組みについては、どのように構築されているのか。

■答弁

ハラスメントを防止するための仕組みといたしましては、まず、所属長は、日頃から職員の言動に留意し必要な対策を行う等、ハラスメントが生じないように努めることや、職員からハラスメントに関する相談があった場合は速やかに対応し、必要に応じてハラスメント相談窓口への相談や、委員会への申し立てをする等の措置を講じなければなりません。次に、職員は、ハラスメントの防止及び排除のため、職員が互いに職務上の大切なパートナーであることを意識し、個人

として尊重することや、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題としないこと等を認識し、行動しなければなりません。このような所属長及び職員の責務について、周知徹底を図ることで、職員のハラスメントに関する意識を高めるとともに、研修の機会等を通してハラスメント事例や対策を学ぶなどの取り組みを進めています。また、先に述べた臨床心理士、公認心理師等の専門職に相談が可能な外部相談窓口（夜間や休日、Web相談も可）や、臨床心理士に対面で相談が可能なところの健康相談室といった複数の相談窓口を設けることにより、職員がハラスメントに関して悩んだりした際に、気軽に相談できる体制としております。

■質問 3

職員からハラスメント行為の訴えがあった場合、どのような過程を経てハラスメントの認定がなされるか。またその認定可否を決する者については、どのような構成となっているか。

■答弁

委員会にハラスメントの申し立てが行われた場合につきましては、委員会は、相談者、加害者と思われる者及び関係者（以下、「当事者等」という）から事実関係を確認するなど調査を行い、その後、調査結果に基づいてハラスメントに該当するかどうかを審議いたします。この委員会の委員の構成といたしましては、委員長に総務部人事課長、委員として総務部職員研修所長、市民生活部男女共同参画課長及び教育委員会教育総務課長、並びに委員長が指名する者（法令に見識のある者や調査のため必要な者）で構成されます。

■質問 4

被害者からのハラスメントの訴え（相談）、その認定にかかる行政判断の過程、最終的な決定等は文書として記録され、保管されているのか。のちに第三者が客観的にハラスメント行為の有無を判断でき得る記録資料として残されているか。

■答弁

委員会への申立書のほか、当事者等への調査内容、委員会への提出資料、委員会の議事録、本人宛の通知文書等を保管しております。これらの資料により客観的にハラスメント行為の有無を判断できると考えております。ただし、これらの資料の第三者への開示につきましては、情報公開条例に基づき、具体的な内容については開示が困難なものと考えております。

■質問 5

過去 10 年間で、行政内部でハラスメントと認定された事案は何件になるのか。同じくハラスメント行為が原因で処分された加害者職員は何名になるか。

■答弁

本市では、平成 13 年度にセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、平成 31 年度の改正により、妊娠・出産・育児又は介護等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを加えた新たなハラスメントの防止等に関する要綱を制定しております。そのような中、過去 10 年の間に、セクシャル・ハラスメントに該当するとされた事案が 1 件あり、その際、このハラスメント行為を理由として職員 1 名を懲戒処分しております。